

東京都台東区公民連携さわやかトイレ整備費等助成要綱

7台都第1263号

令和8年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、平常時に一般開放を行うほか災害時も利用できる公共性の高いトイレ（以下「公民連携さわやかトイレ」という。）の整備及び維持管理に係る費用の一部を区が助成することにより、区民、来街者、災害時の帰宅困難者その他の利用者が、いつでも安心して快適に利用できるトイレの整備等を推進し、もって都市環境を向上させることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 この助成金の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、国、独立行政法人及び地方公共団体は、対象としない。

- (1) 台東区内（以下「区内」という。）の土地又は建物を所有する者
- (2) 区内の土地又は建物を使用する権原を有する者
- (3) その他区長が必要と認める者

(助成対象)

第3条 この助成金の対象となる公民連携さわやかトイレは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 区内建物の避難階（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第13条に規定する避難階）に整備されていること。
- (2) 男女別トイレかつバリアフリー対応のトイレが整備されていること。
- (3) 便器の総数が5基以上であること。
- (4) 屋外から見える場所、かつトイレの出入口に、当該場所が公民連携さわやかトイレであることが分かる標識（外国人を含め、誰でもその内容が理解できるものとするよう十分留意されたもの）を掲示すること。
- (5) 電気用及び水道用の子メーター等が整備されており、トイレの運営に係る電気料金及び水道料金が個別に計上できること。

- (6) 当該トイレが一般に開放されており、かつ、無料で利用できること。
- (7) 入場に年齢制限のある施設内及び入場料等を徴収する施設内のトイレでないこと。
- (8) 1日12時間以上、かつ、概ね週5日以上開放していること。
- (9) 開放日は1日2回以上の清掃を実施し、清潔性及び快適性が確保されていること。
- (10) 区公式観光情報サイト等で公開すること及び災害時に区と協力して当該トイレを開放することに同意すること。
- (11) 法令に抵触せず、公序良俗に反しない施設整備及び運営形態であること。

(助成対象経費)

- 第4条 この助成金の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、公民連携さわやかトイレの整備に係る経費（以下「整備経費」という。）及び公民連携さわやかトイレの維持管理に係る経費（以下「維持管理経費」という。）のうち、別表第1に規定する経費（消費税及び地方消費税を除く。）とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、別表第1に規定する経費について、国、東京都、台東区、民間事業者等から助成金等が支払われている場合は、当該額を差し引いた額を助成対象経費とする。

(助成金の額)

- 第5条 助成金の額は、別表第1に規定する額を上限とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、助成金は、予算の範囲内で交付する。
- 3 第1項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(助成の申請)

- 第6条 助成金の交付を受けようとする助成対象者（以下「申請者」という。）は、台東区公民連携さわやかトイレ整備費等助成金交付申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。
- (1) 整備経費の助成を申請する場合

- ア 公民連携さわやかトイレ運営計画書（別記第2号様式）
 - イ 区のホームページ等による公開に関する同意書（別記第3号様式）
 - ウ 災害時の区との協力に関する同意書（別記第4号様式）
 - エ 当該トイレを整備する建物又は土地の所有者にあっては、発行後3月以内の登記事項証明書
 - オ 当該トイレを整備する建物又は土地の賃借者にあっては、賃貸借契約書の写し
 - カ 土地又は建物の全部又は一部の使用者にあっては、当該土地又は建物に当該トイレを整備することについての所有者同意書（別記第5号様式）
 - キ 当該トイレの詳細な仕様を示すもの（以下「図面等」という。）
 - ク 当該トイレを整備する前の整備場所の写真
 - ケ 当該トイレに係る整備経費の見積書の写し
 - コ 国、東京都又は企業等から助成金等が支払われている場合にあっては、その内容及び内訳が分かる書類
 - サ その他区長が必要と認める書類
- (2) 維持管理経費の助成を申請する場合
- ア 前号ア、イ、ウ、キ及びコに掲げる書類
 - イ 現に運営しているトイレにあっては、当該トイレの全景及び主要部分の写真
 - ウ 維持管理経費の予定金額の内訳及びその算出根拠が記載された書類
 - エ その他区長が必要と認める書類
- (3) 維持管理経費の助成を前年度に引き続き申請する場合
- ア 前号に掲げる書類のうち、内容に変更があった書類
 - イ その他区長が必要と認める書類

(審査会)

第7条 区長は、前条の規定による助成の申請における助成金交付の可否を審査するため、公民連携さわやかトイレ整備費等助成審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 交付申請内容の審査に関すること。

- (2) その他区長が必要と認める事項
- 3 審査会に会長を置き、都市づくり部長の職にある者をもって充てる。
- 4 審査会の委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。
 - (1) 危機・災害対策課長
 - (2) 観光課長
 - (3) 都市計画課長
- 5 審査会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 6 審査会の議事は、委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決定するところによる。
- 7 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に審査会への出席を求め、意見を聴くことができる。

(審査)

- 第8条 区長は、第6条第1項の規定による申請があったときは、審査会において、その内容を審査するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、第6条第1項第1号の申請について審査会の審査を経ている公民連携さわやかトイレについては、同項第2号の申請に係る審査会の審査を省略することができる。ただし、公民連携さわやかトイレ整備完了後に直ちに公民連携さわやかトイレとして運営する場合に限る。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、第6条第1項第2号の申請について審査会の審査を経ている公民連携さわやかトイレ及び前項の規定による審査が省略されている公民連携さわやかトイレについては、第6条第1項第3号の申請に係る審査会の審査を省略することができる。

(助成の決定)

- 第9条 区長は、前条の規定による審査の結果に基づき、助成金の交付又は不交付を決定するものとする。
- 2 区長は、前項の規定により助成金の交付が適当であると認めるときは、台東区公民連携さわやかトイレ整備費等助成金交付決定通知書（別記第6号様式）により申請者に通知するものとする。
 - 3 区長は、前項の規定による交付の決定に当たり、必要な条件を付すことがで

きる。

- 4 区長は、第1項の規定により助成金の交付が適当でないとき、台東区公民連携さわやかトイレ整備費等助成金不交付決定通知書（別記第7号様式）により申請者に通知するものとする。

（変更の申請）

第10条 助成金の交付決定を受けた申請者（以下「助成決定者」という。）は、交付決定を受けた経費の配分その他の申請に係る内容を変更しようとするときは、台東区公民連携さわやかトイレ整備費等助成金変更申請書（別記第8号様式）を提出し、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。ただし、当該変更に係る内容が軽微なものであると区長が認める場合は、この限りでない。

- 2 区長は、前項の規定による申請を受けたときは、当該申請の内容を審査し、変更することが適当であると認めるときは、台東区公民連携さわやかトイレ整備費等助成金変更決定通知書（別記第9号様式）により助成決定者に通知するものとする。

（中止の届出）

第11条 助成決定者は、公民連携さわやかトイレの整備を中止しようとするときは、速やかに台東区公民連携さわやかトイレ整備中止届（別記第10号様式）を区長に提出しなければならない。

（整備に係る完了報告）

第12条 整備経費に係る助成決定者は、公民連携さわやかトイレの整備工事が完了したときは、台東区公民連携さわやかトイレ整備工事完了報告書（別記第11号様式）に次に掲げる関係書類を添えて、区長が指定する期日までに報告しなければならない。

- （1）当該トイレの図面等（申請した内容から変更があった場合に限る。）
- （2）当該トイレの完成を確認できる全景及び主要部分の写真
- （3）整備経費の内訳が記載された書類・領収書等の写し
- （4）その他区長が必要と認める書類

(維持管理に係る実績報告)

第13条 維持管理経費に係る助成決定者は、台東区公民連携さわやかトイレ維持管理実績報告書(別記第12号様式)に次に掲げる関係書類を添えて、区長が指定する期日までに報告しなければならない。

- (1) 維持管理経費の内訳が記載された書類・領収書等の写し
- (2) 清掃の実績が分かる記録書等の写し
- (3) 運営の状況が分かる写真
- (4) その他区長が必要と認める書類

(助成金額の確定等)

第14条 区長は、前2条の規定により報告書及び関係書類を受領したときは、その内容が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかを審査し、適合すると認めるときは、助成金の額を確定し、台東区公民連携さわやかトイレ整備費等助成金額決定通知書(別記第13号様式)により助成決定者に通知するものとする。

2 区長は、前項の規定による審査の結果、助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、助成決定者に対して、これに適合させるための措置を講ずることを求めることができる。

(助成金の交付請求及び交付)

第15条 助成決定者は、前条第1項の規定による通知を受けたときは、速やかに台東区公民連携さわやかトイレ整備費等助成金交付請求書(別記第14号様式)により区長に助成金の交付を請求するものとする。

2 区長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(休止、再開及び廃止の届出)

第16条 助成決定者は、公民連携さわやかトイレの運営を休止するとき、休止した当該トイレの運営を再開するとき、又は廃止するとき、当該事由の発生日の15日前までに台東区公民連携さわやかトイレ休止・再開・廃止届(別記

第15号様式)を区長に届け出なければならない。ただし、区長が特に認めるときは、この限りでない。

(交付決定の取消し)

第17条 区長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 助成対象者でなくなったとき。
- (4) 第3条各号の要件を満たさなくなったとき。
- (5) 当該トイレの整備を中止したとき。
- (6) 運営開始からの経過期間5年以内に当該トイレを廃止したとき。
- (7) その他助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

2 区長は、前項の規定により助成金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、台東区公民連携さわやかトイレ整備費等助成金交付決定取消通知書(別記第16号様式)により助成決定者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第18条 区長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に当該取消しに係る助成金が交付されているときは、助成決定者に対し、台東区公民連携さわやかトイレ整備費等助成金返還命令書(別記第17号様式)により、期限を定めて助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 前条第1項第6号の規定により助成金の交付決定を取消した場合における当該トイレの整備経費に係る助成金の返還額は、運営開始の日から取消事由の発生日までの経過期間に応じて、別表第2により算出した額とする。

(調査)

第19条 区長は、当該トイレの運営等について必要な調査を行い、又は助成決定者に対して資料の提出を求めることができる。

(苦情等対応)

第20条 助成対象者は、整備した当該トイレに関する苦情等については自らの責任で対応するものとする。

(委 任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第4条、第5条関係）

助成対象経費		助成率	助成上限額	助成回数
整備経費	公民連携さわやかトイレの新設又は改修に係る便器等の購入費、取付け工事費、内装工事費、既存撤去処分費、その他区長が公民連携さわやかトイレの整備に必要と認める経費	2分の1	以下の合計額	1回
			16万円に大便器数を乗じた金額	
			8万円に小便器数を乗じた金額	
			10万5千円に洗面器数を乗じた金額	
			75万円にバリアフリートイレの箇所数を乗じた金額	
維持管理経費	公民連携さわやかトイレの運営に係る電気料金及び水道料金、その他区長が公民連携さわやかトイレの維持管理に必要と認める経費	2分の1	1年間あたり、8万4千円に便器数(大便器、小便器、バリアフリートイレ)を乗じた金額	—

備考

- 1 第9条第2項による通知前から新設又は改修工事に着手している整備経費は、助成対象外とする。
- 2 維持管理経費の助成対象経費は、各年度において区長の認める期間内に支払った領収書単位の電気料金及び水道料金とする。なお、支払い期日を過ぎて支払った電気料金及び水道料金は、延滞利息を含めて助成対象外とする。
- 3 助成期間が1年間に満たない場合における維持管理経費の助成上限額は、7千円に当該年度における区長の認める期間の月数(1か月に満たない端数は切り捨てるものとする)を乗じて得た金額を上限とする。

4 消費税及び地方消費税に係る金額は、助成対象外とする。

別表第2（第18条関係）

運営開始からの 経過期間	返還額
4年以上5年未満	整備経費に係る助成額の5分の1に相当する額
3年以上4年未満	整備経費に係る助成額の5分の2に相当する額
2年以上3年未満	整備経費に係る助成額の5分の3に相当する額
1年以上2年未満	整備経費に係る助成額の5分の4に相当する額
1年未満	整備経費に係る助成額の全額

備考 1円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てるものとする。